

## 老人居宅生活支援事業の届出について

### 1 法的位置づけ

老人居宅生活支援事業とは、老人福祉法第5条の2に定める事業であり、その事業の開始や変更等に当たっては、介護保険法に定める指定申請等の手続きとは別に、老人福祉法に基づく届出が必要となります。

### 2 事業の種類（老人居宅生活支援事業は次の表に掲げる種類に分類されます。）

老人居宅生活支援事業		左に該当する介護保険法上の居宅サービス	
種類	① 老人居宅介護等事業	訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 第一号訪問事業（総合事業訪問介護・総合事業訪問生活援助）	
	② 老人デイサービス事業 （他の施設と共用している場合）	通所介護（療養通所介護を含む） 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 第一号通所事業（総合事業通所介護）	} 他の施設との共用
	③ 老人短期入所事業 （他の施設と共用している場合）	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	
	④ 小規模多機能型居宅介護事業	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	
	⑤ 認知症対応型老人共同生活援助事業	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
	⑥ 複合型サービス福祉事業	複合型サービスのうち看護小規模多機能型居宅介護サービスの小規模多機能型居宅介護事業に係るもの	

### 3 届出に当たっての基本事項

届出主体	届出先	届出事由	届出期日	届出様式
事業を実施する者	姫路市長	事業を開始しようとするとき	あらかじめ	第12号
	姫路市監査指導課 事業所指定担当 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 TEL079-221-2490	既に届け出ている事項に変更を加えたとき	変更の日から 1月以内	第13号
		事業を廃止又は休止しようとするとき	廃止又は休止の日の1月前まで	第14号

注1. 届出は、老人居宅生活支援事業の種類ごと、かつ、事業所ごとに届け出てください。

2. 老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を設置する場合は、施設設置届により届出を行ってください。(詳細は「8 届出における事業と施設の区別」を参照してください。)

#### 4 事業開始の届出

事業の開始までに、次の事項を届け出てください。

- (1) 事業の種類及び内容
- (2) 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- (3) 職員の定数及び職務の内容
- (4) 主な職員の氏名
- (5) 事業を行おうとする区域(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
- (6) 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)
- (7) 事業開始の予定年月日

#### 5 変更の届出

4の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から1月以内にその旨を届け出てください。

#### 6 廃止又は休止の届出

事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、所定の事項を届け出てください。

#### 7 届出書類の記入要領

##### (1) 全ての届出についての共通事項

- ・ 欄内に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

##### (2) 事業開始届の記入要領【様式第12号関係】

###### ア 「事業の種類及び内容」欄

- ・ 事業の種類は、老人福祉法上の名称(老人居宅介護等事業・老人デイサービス事業・老人短期入所事業・小規模多機能型居宅介護事業・認知症対応型老人共同生活援助事業・複合型サービス福祉事業)を記入してください。
- ・ 事業の内容は、事業者が該当事業により提供する便宜(サービス)について、運営規程等を参考に記入してください。なお、老人居宅介護等事業については、事業所の所在地、名称、電話番号を併せて記入してください。

###### イ 「職員の定数及び職務の内容」欄

- ・ 職員の職種及び職務の内容並びにその職種ごとの定数について、運営規程等を参考に記入してください。

ウ 「主な職員の氏名」欄

- ・ 施設長等当該事業の管理者及びサービス提供責任者について記入してください。

エ 「事業を行おうとする区域」欄

- ・ 事業を行おうとする区域の市町の名称を記入してください。なお、市町の委託を受けて事業を行う場合は、当該市町の名称を記入し、委託契約書（写）を添付してください。

オ 「老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員」欄

- ・ 老人居宅介護等事業については、記入の必要はありません。
- ・ 「名称」欄には、施設、サービスの拠点又は住居の名称と電話番号を記入してください。
- ・ 老人デイサービス事業又は老人短期入所事業を特別養護老人ホーム等を利用して実施する場合は、「種類」欄に当該施設の種類（特別養護老人ホーム等）を記入してください。
- ・ 「入所定員」欄には、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業について、入所定員、登録定員又は入居定員を記入してください。

カ 「事業開始の予定年月日」欄

- ・ 事業を開始する年月日を記入してください。なお、市町の委託を受けて事業を行う場合は、当該契約書に記載された開始年月日を記入してください。

キ 添付書類（介護保険法に基づく指定申請と同じ場合は「指定申請書に添付済み」と記載すれば添付は不要です。）

- ・ 法人の登記事項証明書
  - ・ 事業所の周辺図及び平面図
  - ・ その他特に必要があるとして市が指定した書類
- <参考>なお、パンフレット等があれば、参考として添付してください。

(3) 事業変更届の記入要領【様式第13号関係】

ア 「変更する事項」欄

- ・ 変更を加えた事項の番号に○を付けてください。

イ 「変更前の内容」及び「変更後の内容」欄

- ・ 変更を加えた事項について、変更前の内容、変更後の内容を、それぞれ記入してください。

ウ 添付書類（介護保険法に基づく指定申請と同じ場合は「指定申請書に添付済み」と記載すれば添付は不要です。）

- ・ (2)に掲げる書類のうち、当該変更に関する書類を添付してください。

(4) 事業廃止（休止）届の記入要領【様式第14号関係】

ア 様式本文

- ・ 届出事由に応じ、様式中の「廃止・休止」、「廃止の予定年月日又は休止の予定年月日及び予定期間」のうち、該当しない方の字句を「＝」で消してください。

イ 「事業の種類及び内容」欄

- ・ 廃止又は休止をしようとする事業の種類及び内容について、記入してください。

ウ 「現に便宜を受け、又は入所をしている者に対する措置」欄

- ・ 廃止又は休止するに当たって、現にサービスを受け、又は入所をしている者に対してどのような対応を行うかについて記入してください。

## 8 届出における事業と施設の区別

老人福祉法では、老人デイサービス、老人短期入所について、他の目的を有する施設において行なわれるものと、専用施設において行なわれるものとを区別しています。このため、施設の形態により、届出書類が異なります。

### (1) 老人デイサービス

ア 老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業）として事業開始届出等を行う場合

特別養護老人ホーム等、他の目的を有する施設において老人デイサービスを行う場合で、①機能訓練室、②静養室、③食堂、④浴室のうち、一部又は全部を特別養護老人ホーム等と共用する場合

→ 様式第12号～様式第14号により届出を行ってください。

イ 老人デイサービスセンターとして施設設置届出等を行う場合

①機能訓練室、②静養室、③食堂、④浴室をデイサービスセンター専用で有する場合（特別養護老人ホーム等に併設する場合であっても、これらの設備を専用で有する場合は、老人デイサービスセンターという独立した施設を設置しているという取り扱いになります。）

→ 様式第15号～様式第17号により届出を行ってください。

### (2) 老人短期入所

ア 老人居宅生活支援事業（老人短期入所事業）として事業開始届出等を行う場合

特別養護老人ホーム等に併設して行う場合で、①居室、②浴室、③食堂のうち、一部又は全部が特別養護老人ホーム等と共用の場合

→ 様式第12号～様式第14号により届出を行ってください。

イ 老人短期入所施設として施設設置届出等を行う場合

次に掲げる2つの要件を満たす施設の場合

- (ア) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有すること。
- (イ) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有すること。

→ 様式第15号～様式第17号により届出を行ってください。